

確認項目表

高浜発電所第3号機第25保全サイクル（供用期間中検査に関する監督）

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
	重大事故等クラス1機器供用期間中検査	定期事業者検査計画は「今回計画なし」で施設管理実施計画に検査項目の記載なし	定期事業者検査報告書(2022年2月1日付け関原発第536号)の定期事業者検査で、特定重大事故等クラス1機器供用期間中検査を「今回計画なし」とした根拠を説明すること。	○		維持規格で定める「検査間隔内の経過年に対する試験要求量」も考慮し、今定検では検査を実施しないことを考えていたため、「今回計画なし」としていた。			
	同上	追加質問1	定期事業者検査報告書(2022年2月1日付け関原発第536号)添付書類三の別紙「点検計画(第25保全サイクル)」の1ページ目「点検計画の記載について」1.(1)において、点検計画には定期事業者検査の対象となる設備を記載している旨の説明があるが、点検計画中に重大事故等クラス1機器供用期間中検査の対象が記載されていない。その見解について説明すること。			添付書類三の別紙「点検計画の記載について」1.(1)に記載のとおり、原則として検査予定の有無に関わらず、網羅的に記載することとなっているが、定期事業者検査報告書に添付の点検計画は「点検計画が策定されたもの」について添付しているものであり、重大事故等クラス1機器供用期間中検査については、維持規格に則って計画を策定する性質上、未策定状態であった(第1検査時期中に策定予定であった)ことから記載はしていない。 なお、本文 別紙-2(定期事業者検査の計画及び実績)や、添付書類一別紙(定期事業者検査工程)においても「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」として「今回計画なし」や、「今回の定期事業者検査では実施しない」とそれぞれ記載している。			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
	同上	追加質問2	<p>重大事故等クラス1機器供用期間中検査の検査計画が未策定である点について、保安規定第120条6.1の規定に基づき「点検を実施する時期までに」定めることから抵触しない旨の説明であった。供用期間中検査は、その対象を計画的に検査するため、あらかじめ策定した10年計画に基づき各保全サイクル中の検査の実施の有無を決めるものである。計画を策定せずに今保全サイクル中の実施の有無を決定することは特殊な状態である。その点は、保安措置ガイド4.(2)①(P7の三つ目の○)において、定期事業者検査の計画には当該期間中における実施の予定の有無に加え、その理由(施設管理実施計画で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等)の記載を要求していることから明らか。維持規格においても、供用期間とは当該機器が稼働したとき以降であると定義されており、供用を開始した後の各保全サイクル中の検査の実施の有無は10年計画に基づき決定する必要があることから、供用期間中検査にあつては最初の保全サイクルで実施の有無を決定する時期を「点検を実施する時期」とする必要がある。この点についての見解を説明すること。</p>			<p>①維持規格には点検計画の策定期間についての明確な記載はないが、例えば第3検査時期に新たな機器や溶接継手が追設された場合には「※次の検査間隔から検査を実施する」とされている。</p> <p>このことから、維持規格においては、追設された機器の供用開始前の点検計画の策定を要求しているものではなく、特定重大事故等対処施設が供用開始している現時点においても、点検計画が未策定の状態であることについては、問題ないと考えている。</p> <p>※設備が追設されると、供用期間中検査を行うために必要な事前作業(検査対象範囲の再整理、検査対象箇所絞り込み、検査計画の再策定)を行う必要が生じ、直ちに供用期間中検査を行うことが困難な状況となることから、供用期間中検査における点検計画の策定には、ある程度の尤度をもたせている。</p> <p>②定期事業者検査の計画には当該期間中における実施の予定の有無に加え、その理由(施設管理実施計画で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等)については、前回からの変更点にて「特定重大事故等対処</p>			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
						<p>施設、常用直流電源設備（3系統目）に係る検査項目を設定した。」と記載しており、検査項目については、本文 別紙-2（定期事業者検査の計画及び実績）において「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」として「今回計画なし」と記載しており、添付書類一別紙（定期事業者検査工程）においても「今回の定期事業者検査では実施しない」と記載していることから読み取れる。</p> <p>③現時点において重大事故等クラス1機器供用期間中検査は保全計画（点検計画）を策定している段階であり、添付書類三（点検計画）に記載はできないため、記載しないことにより今回の定期事業者検査では実施しないと整理していた。なお、理由の記載がないことについては、供用期間中検査は維持規格に基づき検査を行う性質から、点検計画が未策定のため実施しないという理由を記載する必要はないと判断していた。</p> <p>一方で、今回 NRA 殿よりご指摘を頂いている「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」において、1年目の検査実施予定がないことを明記した点検計画がない状態については、「原子力発電所設備変更管理要綱</p>			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
						<p>指針」で定める“設備の変更工事に伴う供用期間中検査計画表の改訂を、現場工事完了後6ヶ月以内に実施する”との規定を踏まえると、適切ではなかったと考えております。</p> <p>当初の整理としては、これまでご説明させていただいたように、「原子力発電所設備変更管理要綱指針」は、今回のような特定重大事故等対処施設の新設のような工事は想定しておらず、今回の特定重大事故等対処施設の新設は、記載されている設備の変更には当たらないとの認識より、「原子力発電所設備変更管理要綱指針」に規定される6ヶ月を超過しておりました。</p> <p>「原子力発電所設備変更管理要綱指針」の規定を超過することに対しては、機器に対する保全の適合性を説明する観点から、「維持規格を踏まえた検査の対応方針」や「具体的な検査計画の策定期間の明確化」など、社内文書等において、適切性を確認すべきであったと認識している。</p> <p>また、定期事業者検査報告書内の「定期事業者検査の計画及び実績」や「定期事業者検査工程」の記載においても、“維持規格に基づき点検計画を策定中の</p>			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
						<p>ため、今回の定期事業者検査では実施しない”等の検査予定がない理由を記載する等、丁寧な対応を行うべきであったと認識している。</p> <p>引き続き、後続プラントについても、高浜3号機及び4号機同様、「特定重大事故等対処施設の新設工事」が行われており、今後は上記記載の対応を行ってまいります。</p> <p>なお、高浜3号機及び4号機における当該検査の点検計画については、先日その策定を完了しており、定期事業者検査報告書に添付しております。</p>			
	同上	追加質問3	保安規定第120条6.1(1)では、点検を実施する場合は、保全方式、点検の方法、実施頻度、実施時期を定めた点検計画をあらかじめ策定することが要求されているが、この要求についても(3)に基づき具体的な「点検を実施する時期」までに策定するとの理解であったのかどうかについて見解を説明すること。			保安規定第120条6.1(1)は、6.1全般についての記載であり「あらかじめ点検計画を策定する」の文言を、6.1(3)で「点検を実施する時期までにあらかじめ点検計画を策定することが要求されている」と具体的に記載している解釈である。			
	同上	追加質問4	追加質問1及び2の回答において、重大事故等クラス1機器供用期間中検査の検査計画の策定は、機器や継手の追加に伴う検査計画の変更であるとの説明と受け止めたが、検査計画の変更であるならば設備変更管理要綱指針が適用されるのではないか。今回の			<p>今回の特定重大事故等対処施設の新設にかかる検査計画の策定は、新規策定と認識している。</p> <p>一方で、「原子力発電所設備変更管理要綱指針」の規定を超過することに対し、機器に対する保全の適合性を説明する観点</p>			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
			重大事故等クラス1機器供用期間中検査の検査計画の策定が、検査計画の新規策定なのか、既存の計画の変更なのかについて見解を説明すること。			から、「維持規格を踏まえた検査の対応方針」や「具体的な検査計画の策定期間の明確化」など、社内文書等において、適切性を確認すべきであったと認識している。			
	同上	追加質問5	保安規定第120条7.(1)は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する旨を規定している。重大事故等クラス1機器供用期間中検査を今回実施なしとした決定は、6. で定めた保全計画にしたがったものであると言えるのかどうかについて見解を説明すること。			「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」は、維持規格に基づき検査を行うものであり、定期事業者検査報告書提出時点においては、点検計画の策定作業中であることから、今回検査を実施する計画はなかった。 なお、ご確認項目の6項の「点検計画の策定」については、維持規格に基づく点検内容を実施する点検計画を策定する予定であった。			
	同上	追加質問6	4月25日付けで提出された定期事業者検査報告書(補正)において、重大事故等クラス1機器供用期間中検査が追加された箇所を変更点として表示していない理由を説明すること。			添付書類-3. 前回の定期事業者検査からの変更点に「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」が変更点として記載されていないということと推察します。同(1)において「特定重大事故等対処施設、常用直流電源設備(3系統目)に係る検査項目を設定した。」と記載しており、特定重大事故等対処施設に係る検査項目として、「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」は、本文別紙-2「定期事業者検査の計画及び実績」および添付書類-1別紙「定期事業者検査工程」に記載しております。記載			

番号	検査項目		確認項目	確認フェーズ		申請者からの回答	今後の対応	備考	検査官
				準備	検査				
						<p>済みの変更点の内容で設定した検査項目に対する点検計画の変更であることから、記載の補足という観点であったため、定期事業者検査報告書(補正)においては表示していないものになります。ただし、参考資料「前回申請からの比較」内では変更箇所として「重大事故等クラス1機器供用期間中検査」の記載を追加したことを明示させていただいております。</p>			